

豊岡市中小企業者省エネ対策等支援補助金 公募要領

- ※ この補助金は中小企業者向けです。家庭向けの「省エネ家電買換支援補助金」とは異なります。
- ※ すでに契約、発注、支払等を行っているものは補助の対象になりません。
- ※ 補助金の申請にあたっては本要領を必ず確認し、提出書類の添付漏れ等がないことを十分確認してください。

【申請期間】

2026年3月24日(火) 午前9時から

2026年5月25日(月) 午後5時まで

注)期間内であっても、予算上限に達した場合は受付を終了します。

○ 公募情報ページURL

<https://www.city.toyooka.lg.jp/sangyo/kigyoshien/kigyohojokin/1036504.html>

1 目的

エネルギー価格の高騰の影響を受ける事業者が市内の事業所においてコスト削減を図るために行う省エネ化及び熱中症予防対策の取組みを支援することにより、市内事業者の事業継続及び経営改善を支援することを目的とします。

2 補助対象者

(1) 補助対象者

市内に主たる事業所を置く中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者）とします。

ただし、市外に主たる事業所を置く中小企業者であっても、豊岡市企業立地促進条例第3条第1項に規定する区域（以下、「指定区域」という。）に事業所がある場合は対象とします。

《中小企業者の範囲》

| 業種 | (次のいずれかを満たすこと) | |
|-----------------------------------|----------------|-------------|
| | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
| (1) 製造業、建設業、運輸業その他の業種（(2)～(4)を除く） | 3億円以下 | 300人以下 |
| (2) 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| (3) 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| (4) サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |

(2) 補助対象外となる者

次に該当する者は対象外です。

- ・ 個人事業主、株式会社、合名会社（士業法人含む）、合同会社、合資会社及び有限会社
以外の者
例：社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人
- ・ 市税を滞納している者
- ・ 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条各項に規定する営業を主に営む者
- ・ 暴力団等反社会的団体もしくはそれらの構成員またはそれらが関係する者
- ・ その他市長が適当でないと認める者（政治活動・宗教活動を行う事業者、公序良俗に反する事業を行う者等）

3 補助対象事業**(1) 補助対象事業**

市内の事業所（公の施設を除く。）において行う事業で、次の表に掲げるものとします。

| 区分 | 内容等 |
|------------|--|
| 省エネ設備への更新 | 事業活動に要する既存の設備を、一定の省エネ基準*を満たす設備に更新する事業 ※詳細は「4 補助対象経費」を参照 |
| 熱中症予防設備の導入 | 事業活動に伴う屋外作業等における、労働者の熱中症を予防するための設備を導入する事業 |

注) いずれも、事業実施地（設備の更新又は導入を行う事業所の所在地）は市内であることが要件です。また、市外に主たる事業所を置く中小企業者であって、指定区域に事業所を置く者である場合は、事業実施地が当該区域内であることが要件です。

(2) 補助対象外となる事業

次に該当する事業は対象外です。

- ・ 省エネ設備への更新において、既存設備の更新を伴わず新規導入を行うもの
 - ・ 省エネ設備への更新において、令和4年度又は令和5年度に「豊岡市中小企業者省エネ設備等導入支援補助金」の補助事業において新設備（更新後の設備）として取得した設備を旧設備として更新するもの
 - ・ 省エネ設備の更新において、国、県及び市その他から補助金等の交付を受けて取得し、かつ、法定耐用年数を経過していない設備を旧設備として更新するもの
- 注) 各設備の法定耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）を参照してください。
- ・ 日本標準産業分類に定める農業、林業及び漁業に該当する事業活動に要する設備の更新または導入

- ・ その他市長が適当でないと認める事業活動等（政治活動・宗教活動、公序良俗に反する事業等）に要する設備の更新または導入

4 補助対象経費

(1) 補助対象経費

補助金交付決定後に、原則豊岡市内の事業者と契約、発注、支払等を行う経費であり、次のア、イに掲げるものです。

ア 省エネ設備への更新に要する経費

更新する省エネ設備の購入費及び設備の入替に伴う工事費の合計額が 20 万円以上であるものとします。ただし、工事費については 10 万円を限度に算入可能とします。

対象となる省エネ設備は次の(ア)、(イ)のとおりです。

(ア) トップランナー基準を達成又はグリーン購入法に基準に適合する省エネ設備

次の表に掲げる設備であって、トップランナー制度による省エネ基準^{※1}の達成率が 100%以上（＝トップランナー基準）の製品又はグリーン購入法適合品^{※2}です。

| 分類 | 設備の種類 | (参考) トップランナー制度における各設備の目標年度 | |
|-------|-------------------------|----------------------------|-----------|
| 業務用製品 | エアコン | 2015 年度 | の省エネ基準達成率 |
| | 冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫 | 2016 年度 | |
| | 冷蔵（冷凍）機内蔵型ショーケース | 2020 年度 | |
| | 変圧器 | 2026 年度 | |
| | 産業用モータ | 2015 年度 | |
| | ヒートポンプ給湯器、ガス温水機器、石油温水機器 | - | |
| 家庭用製品 | エアコン | 2027 年度 | の省エネ基準達成率 |
| | 冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫 | 2021 年度 | |
| | エコキュート、ガス温水機器、石油温水機器 | 2025 年度 | |
| 共通 | LED 照明器具 | 2020 年度 | の省エネ基準達成率 |
| | LED 電球・電灯 | 2027 年度 | |

※1 エネルギーの使用の合理化及び非化石化エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づき、対象となる機器ごとに設定されているエネルギー消費効率の目標及び目標基準値

※2 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条に定められた特定調達品目及びその判断の基準に合致する物品等

注 1) 家庭用製品であっても、専ら事業の用に供するものに限定します。

注2) LED 照明設備については、LED 以外の照明設備からの更新に限定します。また、照明器具のみの購入若しくは電球・電灯のみの購入は除きます。ただし、現状が既設の蛍光灯器具に改造工事を行い、電球・電灯のみ LED 化されている場合は、LED 以外の照明設備からの更新とみなし、照明器具のみの購入も対象とします。

注3) 業務用の冷凍冷蔵設備については、トッランナー制度で規定された代替フロン以外のグリーン冷媒（自然冷媒のほか、HFO 混合冷媒も含む）を使用する製品も対象とします。ただし、その他トッランナー基準の全ての規定に準拠する必要があります。

(※2025/3/17 下線部追記)

(イ) 市が定める基準を満たす省エネ設備

次の表に掲げるものです。

| 分類 | 設備の種類 | 省エネ基準 |
|-----------|---------------|--|
| 業務用 製品 | コンデンシングユニット | 【冷凍能力÷消費電力】 蒸発温度 -10℃の場合 1.33 以上 蒸発温度 -40℃の場合 0.57 以上 (各蒸発温度における、冷凍能力を消費電力で除して算出) |
| | 冷凍冷蔵ユニット | 【冷凍能力÷消費電力】 庫内温度 10℃以上 1.30 以上 庫内温度 5℃以上 1.23 以上 庫内温度 0℃以上 1.17 以上 庫内温度 -20℃以上 0.62 以上 庫内温度 -25℃以上 0.60 以上 (各庫内温度における、冷凍能力を消費電力で除して算出) |
| | ガス温水機器、石油温水機器 | 【給湯熱効率】 94%以上 |

(※2026/3/17 下線部追記)

イ 熱中症予防設備の導入に要する経費

熱中症予防設備の購入費が合計 10 万円以上である場合に対象とします。対象となる設備は次の(ア)～(ウ)のとおりです。

- (ア) スポットクーラー（移動式エアコン含む）
- (イ) ミストファン（首掛け・腰掛け製品等、労働者各人で携帯するものを除く）、ミスト噴霧用高圧ポンプユニット
- (ウ) 冷凍ストッカー（-20℃程度のもの、最大 400L まで、ポータブル型も可）

(※2026/3/17 下線部追記)

注) いずれも屋外作業のほか、事業の性質上温湿度調整が困難な屋内作業場等で作業を行う労働者の熱中症予防を目的として導入するものに限定します。

(2) 補助対象外となる経費

次に該当する経費は対象外です。

- ・ 経費の内容及び支出に関する必要書類を提出できないもの
- ・ 補助金交付決定前に契約、発注、支払等を行っているもの
- ・ 目的外使用になり得るもの（例：事業所と住宅が一体の場合で、事業スペースと居住スペースが明確に区分されていない箇所に設置された設備更新）
- ・ 中古品
- ・ リース、レンタル品
- ・ 買い置き、ストック（例：LED電球の購入のみを行い設置しない）
- ・ 販売や賃貸を目的とした製品の仕入（見本品とする場合、自社にて販売・賃貸する物件への設置等を含む。）に係る経費
- ・ 自らが行う工事に要する経費及び撤去に要する経費
- ・ 自社内部の取引及びそれと同等と認められるもの（三親等内の親族若しくは生計を一とする者又は同一代表者・役員が含まれている事業者若しくは資本関係がある事業者への支払等）
- ・ 補助事業期間内に支出が完了しないもの（クレジットカード決済で、申請者の銀行口座からの引き落としが完了していない場合を含む）
- ・ 消費税等租税公課
- ・ 同一の対象経費に国、県又は市が助成するほかの制度（補助金、プレミアム付商品券事業等）との重複申請・受給等があるもの

5 補助率及び補助金額**(1) 補助率**

補助対象経費の**2分の1以内**

注)「省エネ設備への更新」における工事の費用については、10万円を限度に補助対象経費に算入可能とします。

例：必要経費 70 万円で内訳が設備費 50 万円、工事費 20 万円の場合（すべて税抜）

補助対象経費 50 万円 + 10 万円 = 60 万円

(2) 補助金額

ア 省エネ設備への更新

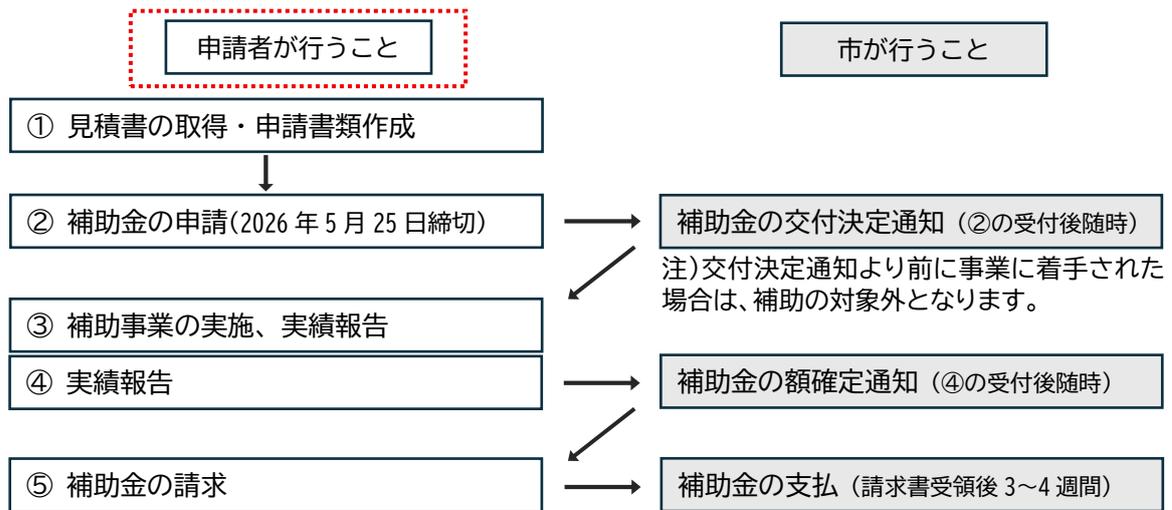
下限 10 万円～上限 50 万円（1,000 円未満切捨て）

イ 熱中症予防設備の導入

下限 5 万円～上限 30 万円（1,000 円未満切捨て）

注)「省エネ設備への更新」及び「熱中症予防設備の導入」の両方を行う場合、補助金額はア、イそれぞれで算出したうえで合計することとします。

6 手続の流れ



7 申請方法

(1) 提出書類

次の表に掲げるものです。

| 提出書類 | 備考 |
|---|---|
| ① 補助金等交付申請書 (様式第1号) | 公募情報ページからダウンロード |
| ② 経費確認表 | |
| ③ 誓約・同意書 | |
| ④ 直近の確定申告書類の写し | 個人事業主は「所得税確定申告書」(第一表)、法人は「法人税確定申告書」(別表一)の写し |
| ⑤ 市内に主たる事業所を置くことが分かる書類又は指定区域内に事業所を置くことが分かる書類の写し | 例：開業届、営業許可その他各種許認可・指定等の許可証、登記事項証明書等 |
| ⑥ 見積書の写し | — |
| ⑦ 導入する設備の性能 (省エネ基準への適合) 等が分かる資料 | 例：メーカーのカタログ、仕様書、Webサイトの掲載内容等 ※業務用冷凍冷蔵設備のうち、P.4の注3に該当する製品である場合は、販売店等による確認書も添付 |
| ⑧ 更新前の設備の写真、設備の更新を行う建物の平面図 (省エネ設備の更新を行う場合のみ) | 現況及び設備の更新の概要が確認できるもの |

(※2026/3/17 下線部追記)

(2) 申請期間

2026年3月24日（火） 午前9時から

2026年5月25日（月） 午後5時まで【厳守】

注）期間内であっても、予算上限に達した場合は受付を終了します。

(3) オンライン申請の方法

市の公募情報ページのバナー「申請する」から専用フォーム（Graffer）に進み、必要事項の入力及び提出書類すべてを添付してください。

○ 公募情報ページURL

<https://www.city.toyooka.lg.jp/sangyo/kigyoshien/kigyohojokin/1036504.html>

フォームに入力が必要な事項は、同ページに添付している「申請入力情報【作成・提出不要】」で事前確認いただけます。

注）申請方法はオンライン申請のみです。紙媒体の持参、郵送は受け付けません。

注）不備等があれば市から連絡しますので速やかに対応してください。

(4) 申請の制限

1公募につき1者あたり1回まで

注）「省エネ設備への更新」、「熱中症予防設備の導入」の両方を行う場合や、市内の複数の事業所において取組みを行う場合であっても、申請は1回にまとめて行ってください。

8 補助金の交付決定

市は申請書類の内容を確認したうえで、適正であると認められる場合、交付決定を行い「補助金等交付決定通知書」を送付します。

申請者は、「補助金交付決定通知書」を市から受領することで、補助事業に着手（契約、発注、支払等）することができます。

9 補助事業実施期間及び実績報告期限

補助事業の実施は、次の(1)の期間内に行う必要があります。また、補助事業の完了後、実施内容及び結果の報告（実績報告）を次の(2)までに行う必要があります。

(1) 補助事業実施期間

交付決定の日から2027年2月1日（月）まで

(2) 実績報告の期限

次のア又はイのいずれか早い日

ア 事業完了の日から起算して30日以内

イ 2027年2月1日（月）

注）補助事業の完了とは、設備の入替・導入、経費支払のすべてを終えることを指します。

注）各期限を過ぎる場合は交付決定の取消を行います。

10 補助金額の確定及び支払

(1) 補助金額の確定

市は、実績報告があった内容を検査し、交付すべき補助金の額を確定します。

(2) 補助金の支払い

市から上記(1)で確定した補助金の額を通知するとともに、補助金の請求手続きについて案内しますので、案内に沿って請求手続きを行ってください。

請求手続きの完了後、補助金の受領までに3～4週間程度要する見込みです。

11 留意事項

本補助金の申請その他の手続きにあたり、次の事項を必ず確認してください。

- (1) 本補助金の交付は、「豊岡市補助金等交付規則」、「豊岡市コウノトリ共生部（環境経済課）が所管する補助金等交付要綱」及び本要領（以下、「交付規則等」という。）に基づき実施します。

補助金の不正受給等が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正内容の公表等や、5万円以下の過料に処せられる場合があります。

- (2) 申請内容を精査した結果、希望した補助金額を下回る額で交付決定される場合があります。

補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、交付の申請に係る事項について市が修正したうえで交付決定を行う場合があります。

- (3) 補助事業の内容等を変更する場合は、事前に市の承認が必要です。

補助事業は、交付決定を受けた内容で実施いただくものですが、事業内容や経費を変更する場合には事前に変更申請の手続きを行い、その承認を受けなければなりません。（内容によっては、変更が認められない場合もあります。）

- (4) 補助金で取得等をした資産は、取扱・処分に制限があります。

補助金で取得し又は効用の増加した施設・設備等は、譲渡（無償・有償（売却）のいずれも）、破棄、貸し付け、担保供与その他不当に利益を得る目的で使用することはできません。違反した場合、交付規則等に基づく補助金の返還命令を受けることとなります。

- (5) 補助事業の完了後、早期に事業が廃止された場合など、補助金の返還を求めることがあります。

3年以内の事業廃止等、所定の事由に該当した場合は、補助金返還の対象となりますのでご注意ください。（重篤な病気や怪我、天災など特別な理由がある場合を除きます。）

- (6) 豊岡市省エネ対策等支援補助金の申請に関して市が取得した個人情報、同補助金業務のみに使用します（財源を負担する国に、申請情報を提供する場合を含む）。

【問合せ先】

豊岡市 コウノトリ共生部 環境経済課 経済政策係
電話番号 0796-23-4480